

## 公園内行為許可申請について（撮影用）

厚木土木事務所東部センター  
許認可指導課

- 行為許可申請書の記載について
  - ・ 法人等団体が申請する場合は、申請人は代表者としてください。
  - ・ 「行為の期間」：利用の準備から片付けを含んだ利用時間とし、天候不良による日程変更を希望する場合には予備日を記載してください。
    - ※ 公園開園時間外を利用する場合には、あらかじめ公園管理事務所との調整をお願いします。
  - ・ 「行為の場所」：利用箇所を記載してください  
(例 相模三川公園 多目的広場)
  - ・ 「使用する公園施設」：有料施設等を使用する場合に記載してください。
  - ・ 「その他必要な事項」：利用人数、使用機材を記入してください。
  - ・ 「現場責任者の住所、氏名及び連絡先」：イベント当日連絡が取れる方の氏名及び連絡先をお書きください(住所は不要です。)
  
- 提出書類（1部提出してください。押印は不要、郵送での提出も可です。）
  - 1 公園内行為許可申請書
  - 2 公園平面図（HP上に掲載されている公園の地図等に利用する範囲を記してください）
  - 3 企画書（任意様式）
    - 撮影の内容がわかる絵コンテ、台本等を添付してください。
  
- 使用料について
  - ・ 公園内行為許可使用料は許可後に納入通知書を発行しますので金融機関にて支払ってください。
  - ・ 有料施設（相模三川公園スポーツ広場）の利用料は、公園管理事務所にてお支払ってください。
  - ・ 使用料減免の場合は、「減免申請書」が必要です。
    - 減免の可否については、あらかじめ担当までご相談ください。
  
- 申請後、利用中止となった場合は、以下の手続きが必要です。
  - 【許可前】公園内行為許可申請取下届（添付書類なし）
  - 【許可後】公園内行為許可事項取消し届（許可書を添付してください）

○ 提出先

神奈川県厚木土木事務所東部センター許認可指導課

〒252-1133 綾瀬市寺尾本町1-11-3

電話 0467-79-2865 (内線225) FAX 0467-79-2858